

序 緑の基本計画とは

近年の地球環境問題や自然とのふれあい等に対する市民の多様な「緑」のニーズに応え、豊かさの実感できる緑あふれる都市環境を形成するため、平成6年の都市緑地保全法の改正により「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」制度が創設されました。

「緑の基本計画」は、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における快適な生活環境に欠かすことができない「緑」の将来の総合的なあり方を定めるものです。

また、計画の策定にあたっては、計画の実現に向けて市民の意向の把握に努め、市民・企業・行政が連携・協力して進めていくことを基本姿勢としています。

このような「緑の基本計画」をもとに、都市公園の整備や樹林地の保全、公共施設や民間施設を対象とした緑化推進及び緑化活動への市民・企業等の参加の促進などを進め、「めざそう 花と緑あふれる やすらぎのまち 八尾」の実現を図っていきます。

■「緑の基本計画」の内容

1. 現況調査

どんな緑がどこにどれだけあるか調べます。

緑の質
(自然の緑、公園の緑、庭の緑等)

緑の量
(公園の面積、緑化された面積等)

2. 緑の解析と評価

緑がどんな役割を果たしているか分析します。

自然環境
の形成

歴史・文化
の保全

憩いの場の
提供

防 災

うるおいある
景観の形成

3. 計画の基本方針

1と2を踏まえ、本市の緑のめざす方向を明らかにします。

基本理念

緑の将来像

目標水準

4. 緑地の配置方針と具体的施策

どんな緑をどこに配置するか、どのように計画を実現していくか、具体的な施策を提示します。

公園整備

既存の緑の
保全・活用

緑化推進

市民参加

■計画の基本理念

「めざそう 花と緑あふれる やすらぎのまち 八尾」の実現